

史跡斎宮跡東部整備事業実施設計・復元建物基本設計等業務委託特記仕様書

第1章 総 則

- 第1条 本仕様書は平成22年策定の『史跡斎宮跡東部整備基本計画書』(以下『基本計画書』という。)に基づき、史跡斎宮跡東部整備事業地の造成・設備・施設に関する実施設計と、事業地の治水調査、及び事業地内の柳原区画における史跡の学術的性格も踏まえた復元建物等の、文化庁の審議にかかる基本設計の策定の業務について規定したものである。
- 第2条 本業務は、貴重な文化遺産である史跡を対象としており、設計業務にあたっては地下構造の万全な保護はもちろんのこと、史跡としての風致景観、周辺住民の生活環境に対して充分な配慮のもとに行うこと。
- 第3条 受託者は「文化財保護法」をはじめ関連する諸法規および、三重県の「設計業務等共通仕様書」を遵守し、また関係官公署に対する手続きを遺漏なく行うものとする。
- 第4条 受託者は、県の指示に従い、業務に必要な調査を行い、設計資料を作成するものとする。
- 第5条 設計にあたっては、将来の補修やメンテナンスなどを考慮したうえで、材料・部品等を選定するものとする。
- 第6条 本業務の業務期間は次のとおりとする。
契約日から平成23年3月18日（金）まで（予定）
- 第7条 本業務の対象となる地区は次のとおりとする。
史跡斎宮跡 三重県多気郡明和町斎宮字柳原・御館・西加座・下園

(付図参照)

第2章 史跡斎宮跡東部整備事業地基盤整備の実施設計

第8条 事業地全体の造成工の検討

『基本計画書』「第4章整備基本計画」に示した「1全体計画」「2遺構保存計画」「4遺構復元計画」に基づき、地下構造を確実に保護し、降雨時の施設の冠水を防ぐよう配慮した造成の検討を行う。

- (1) 造成にあたっては撤入土を用いるものとする。土質は事前に調査分析の上、過重な履歴によることなく、耐久性のある造成ができるものを検討すること。
- (2) 事業地全体の浸透水及び雨水等の対策は本仕様書第3章の治水調査の結果に基づき事業地北部の湿地を活用し、近隣も含めた災害への対策が充分とられたものを検討すること。
- (3) 造成にあたっては、区画道路幅や区画の規模が発掘調査で解明された知見と合

致し、現地形を大きく損なわぬよう検討すること。

- (4) 本仕様書第4章による復元建物の他にも、発掘調査の成果による掘立柱建物、井戸、溝、土坑といった遺構の表示について、見学者の理解を助けるとともに、安全性にも考慮した方式を検討すること。
- (5) 事業地南部の牛葉東区画における掘立柱塀の表示は、当時の工作物の規模の体感とともに、近鉄線からの視界、防犯、見学者の安全面にも考慮した検討を行うこと。
- (6) 造成は、本仕様書第4章の復元建物等の基本設計と整合したものとし、復元建物等の建築に対して地下遺構面の保護が図られ、建物と周辺整備地が違和感なく一体化できる造成を検討する。
- (7) 業務にあたっては、斎宮歴史博物館が作成した、「斎宮史跡東部地形測量平面図」(1/250・1/500)をその基本図として使用するものとする。

第9条 補装・グランドカバー工の検討

- (1) 区画道路の補装は、古代の区画の範囲が識別できるとともに、周囲の景観と調和したものを検討すること。また、この区画道路は管理用道路としても使用するため、路面・路盤の強度も普通車両が通行できるものとすること。
- (2) 区画道路に囲まれたそれぞれの区画内は、『基本計画書』「第4章整備基本計画」「8管理運営計画」などを参考に、雨水等の浸透にも優れ、整備地周辺の景観とも調和するとともに、完成後に想定される様々な活用に耐えるグランドカバーの方法と材料を検討することとする。

第10条 給排水工の検討

『基本計画書』「第4章整備基本計画」に示した「7給排水計画」に基づき、復元建物等への水道の設置や、整備地内の水飲場や散水栓のための給排水施設を数箇所検討すること。

第11条 電気設備工の検討

- (1) 復元建物等の効果的な演出や今後の活用、夜間の防犯対策等に配慮した照明器具の設置を検討すること。
- (2) 電気設備の管理は復元建物等のうちの一つで集中管理できるように検討する。

第12条 植栽計画の検討

- (1) 『基本計画書』「第4章整備基本計画」「6植栽計画」を参考に、発掘調査で遺構が確認されていない柳原区画の空間的な広がりを画し、夜間の管理などのための遮蔽的な機能も併せ持つ植栽による区画施設について検討する。使用する植物は外来品種は用いず、原則として我が国古来からの品種を選択するものとする。
- (2) 周辺の現代的な構築物を視覚的に遮蔽することも検討する。
- (3) 植栽した植物が、その後の成長により地下遺構面に影響を及ぼすことがないよ

う、造成工の設計との調整を図るとともに、地上部の景観的な推移も充分ショミレートした植栽計画とすること。

第13条 解説施設の検討

- (1) 利用者が史跡整備の内容を理解・学習しやすいよう、解説板の設置を検討すること。解説板の大きさ・デザインは、整備地での「斎宮らしさ」の体感を損ねないものとなるよう配慮すること。
- (2) 近鉄斎宮駅や駐車場等からの利用者案内のためのサインを検討すること。サインの大きさやデザインは、史跡内の既存のものとの調和や、周辺の景観との調和を図ること。

第14条 便益施設の設置とユニバーサルデザインへの配慮

- (1) 『基本計画書』「第4章整備基本計画」「1全体計画」に基づき、整備事業地の便益施設として、トイレを設置するとともに、来訪者の休憩などのためのベンチや、整備事業地の一隅を使い史跡と調和したポケットパークを検討すること。
- (2) 整備事業地内での見学者等の導線や、事業地への自動車・バスあるいは鉄道からの導線を考慮し、子どもや高齢者、障がい者の利用について配慮すること。

第3章 史跡東部整備事業地の史跡整備のための治水調査

第15条 事業地と周辺の治水状況の確認

事業地周辺の治水調査を行い、治水計画検討のために雨水・汚水の水路の配置状況や流入状況、最大流入量、流下能力などを調査・確認する。

第16条 事業計画地の治水計画の検討

『基本計画書』「第4章整備基本計画」「1全体計画」に基づき、事業地の北部の湿地を活用することを前提に、事業地に流入する雨水の治水計画を検討する。

第17条 概略治水計画の立案

前2条の調査・検討に基づき、下流域の現況もかんがみつつ事業地の雨水・汚水の排水の調査検討を行うこととする。

第4章 史跡東部整備事業地に建設する復元建物等の基本設計

第18条 柳原区画の3棟の古代建築の復元検討

『基本計画書』「第4章整備基本計画」の「1全体計画」「4遺構復元計画」に基づき、整備事業地内のうち柳原区画内の3棟の復元建物等（『基本計画書』記載のSB9800・SB1080・SB9003）について、建設に向けて文化庁の所管する「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」の審議にかけられるよう、発掘調査の成果に基づく学術的な復元検討を行う。

第19条 復元検討にあたっての指導

復元検討にあたっては、斎宮跡調査研究指導委員および斎宮歴史博物館研究員

の指導を仰ぐものとする。

第20条 復元建物等の建設にむけての基本設計

学術的な検討を経た柳原区画の3棟の復元建物等について、その建設にあたっての材料および工法を、学術的なオーセンティシティのみならず、建設や維持管理のコストを視野に入れた検討を行う。検討にあたっては、それぞれの建物の使用目的に応じて、関連する法令との適合について充分に調査を行う。

第5章 整備事業工事の完成後を見据えた、住民参画のための事業や仕掛けの提案

第21条 整備事業後の住民参画にむけての提案

『基本計画書』「第5章史跡斎宮跡を核とした活性化計画」「第6章豊かな事業実現に向けて」を参考に、本事業の設計と施工の中のあらゆる場面で積極的に住民が参加・参画できる仕組みや事業について検討し提案することとする。

第22条 設計段階からの住民参画

受託者は、本業務の遂行にあたっても、その設計案の作成過程を三重県の合意のもとにオープンにする方策を取るなど、本事業に対する住民らの関心が高まる方策を検討・実施するとともに、県が実施する住民参画のための事業にも協力するものとする。

第23条 提案の検討にあたっての、県・明和町との連携、住民・団体との調整

提案の検討にあたっては県・明和町とも充分に連携をとり、事業に参画できる住民・団体との調整をするものとする。

第6章 成果品の提出

第24条 受託者は、業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品を提出するものとする。

(1) 実施設計関係

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ・実施設計図書（設計書・設計図面等を製本したもの） | A2版 5部 |
| ・実施設計説明書 | A3版 5部 |
| ・整備図面原図 | A1版 7部 |
| ・整備図面第二原図 | A1版 7部 |
| ・整備図面縮刷版 | A3版 10部 |
| ・整備地鳥瞰パース図 | 1式 |
| ・整備事業施工概算書（A） | A3版 5部 |
| (概算書（A）は、平成23年度予算見積り用の概算的なもの) | |
| ・整備事業施工概算書（B）・保守管理経費概算書 | A3版 5部 |
| (概算書（B）は、実施設計及び復元建物等基本設計の完成を受けた内容のもの) | |
| ・整備事業概略工程表 | A3版 7部 |
| ・関係機関とのヒアリング・調整記録 | 1式 |

・成果品の電子ファイルを格納した媒体	USB メモリーないし CD-ROM 1
(2) 治水調査関係	
・治水調査報告書	A3版 7部
・関係諸機関とのヒアリング・調整記録	1式
・成果品の電子ファイルを格納した媒体	USB メモリーないし CD-ROM 1
(3) 復元建物等基本設計関係	
・復元建物等基本設計図書	A2版 5部
・復元建物等説明書	A3版 5部
・復元建物等基本設計原図	A1版 7部
・復元建物等基本設計図縮刷版	A3版 10部
・復元建物等イメージパース図	1式
・関係機関等とのヒアリング・調整記録	1式
・成果品の電子ファイルを格納した媒体	USB メモリーないし CD-ROM 1
(4) 住民参画提案関係	
・住民参画に関する提案書	A3版 10部

第25条 成果品の提出期限は次のとおりとする。

(1) 整備事業施工概算書 (A)	平成 22 年 9 月下旬の三重県が指定する日
(2) 整備事業実施設計関係	平成 22 年 12 月下旬の三重県が指定する日
(3) 復元建物等基本設計関係成果品・住民参画提案関係	平成 23 年 3 月 18 日
(4) 治水調査報告書	業務完了時

第26条 成果品の納入場所は次のとおりとする。

斎宮歴史博物館（三重県多気郡明和町竹川 503）

第7章 その他

第27条 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して生じた疑義については、委託者・受託者が協議を行い、決定するものとする。